

令和3年度介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修

(第三号研修・特定の者対象) 基本研修開催要項

1. 目的 特定の者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
2. 実施主体 鳥取県
3. 研修実施機関 社会福祉法人こうほうえん
4. 研修名称 令和3年度介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修（第三号研修・特定の者対象）基本研修
5. 日程 第1回（東部会場）：令和3年8月5日（木）、6日（金）
第2回（西部会場）：令和3年8月17日（火）、18日（水）
※時間、カリキュラムの詳細は別紙1のとおり
6. 場所 第1回（東部会場）：いなば幸朋苑 1階会議室（鳥取市浜坂 228-1）
第2回（西部会場）：こうほうえん 夜見研修センター（米子市夜見町 3081-11）
7. 受講対象者 特定の者（特定の個人）に対してのみ、たんの吸引等を行う必要のある介護職員等
※令和3年度以前に基本研修を修了された方は再度の受講の必要はありません。
8. 定員 各会場 30名
9. 受講料 無料
10. 留意事項 別紙2のとおり（必ずお読みください。）
11. 申込み
 - (1) 方法 受講申込書（別紙3）に必要事項を御記入の上、返信用封筒（84円切手を貼付）を同封し、下記宛先まで郵送にて御提出ください。
 - (2) 期限 第1回：令和3年7月26日（月）必着
第2回：令和3年8月6日（金）必着
※申込期限がそれぞれ異なりますのでご注意ください。
 - (3) 宛先 〒683-0853 米子市両三柳1400 社会福祉法人こうほうえん 井澤宛
 - (4) その他 申込者多数の場合、受講できないこともございますので、予め御了承ください。
12. その他
 - 事業所等より複数の受講希望者がある場合、優先順位を記載してください。
 - 受講を認められた方には、研修の1週間程度前までに、御所属の法人宛に、受講決定に係る連絡をする予定です
 - テキストは、新版「第三号研修（特定の者対象）のための喀痰吸引等研修テキスト」（中央法規出版）を使用します。当日会場で販売します（税込3,080円）ので、ご希望の場合はその旨受講申込書にご記載ください。
 - 基本研修の最後に筆記試験を行います。9割以上の得点により実地研修を受講することができます。
13. 照会先 御不明な点がございましたら、次の連絡先まで御照会ください。

社会福祉法人こうほうえん

住所：〒683-0853 米子市両三柳1400

電話：0859-24-3111 担当：井澤 美恵子

日程等

I. 基本研修（講義、演習、筆記試験）

（I）日 時

- 第1回（東部会場） 令和3年8月5日（木） 午前9時30分から午後4時
 令和3年8月6日（金） 午前9時から午後5時
- 第2回（西部会場） 令和3年8月17日（火） 午前9時30分から午後4時
 令和3年8月18日（水） 午前9時から午後5時

（II）場 所

- 第1回（東部会場） いなば幸朋苑 1階会議室（鳥取市浜坂228-1）
- 第2回（西部会場） こうほうえん夜見研修センター（米子市夜見町3081-11）

（III）講 師 社会福祉法人こうほうえん看護職員

（IV）カリキュラム（各回とも研修内容は共通です）

日付	時間	時間数	内容
1日目	9:30～ 10:00	0・5	テキスト販売 オリエンテーション
	10:00～ 12:00	2	重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引研修の概要 ・ 傷害保険福祉制度の概要 ・ 喀痰吸引等制度の成り立ち ・ 重度障害児・者についての理解 ・ 喀痰吸引等制度の運用
	13:00～ 16:00	3	喀痰吸引等を必要とする重度障がい児・者等の障がい及び支援に関する講義／緊急時の対応及び危険防止に関する講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の把握 ・ 感染予防 ・ 呼吸の仕組みと呼吸障害 ・ 喀痰の吸引
2日目	9:00～ 12:00	3	・ 経管栄養
	13:00～ 16:00	3	喀痰吸引等に関する演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻）
	16:00～ 17:00	1	筆記試験

*変更がある場合もございますので、予め御了承ください。

基本研修の留意事項（必ずお読みください）

1. 本研修（基本+実地）修了によりできる行為について

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 生年月日
<p>あなたは、鳥取県の委託を受けて（委託先法人名）が開催した、平成 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（第三号研修・特定の者対象）事業において、（利用者氏名）氏に対して（実地研修で行った医行為の種類）を実施するための研修の全課程を修了したことを証します。</p>
平成 年 月 日
（委託先法人名） （代表者名） 印

本研修は、在宅等において、特定の利用者にたんの吸引や経管栄養などの特定の医療的ケアを実施できる介護職員等を養成するものです。

具体的には、「Aさん」という特定の者に、Aさんが必要としている「たん吸引」という特定の医療行為をできるようになるための研修であり、研修の修了後に、「Aさん」に「たん吸引」をするための研修を修了したという内容の修了証明書が発行されます。

なお、この「Aさんにたん吸引をするための研修の修了者」は、Aさんに経管栄養をしたり、Bさんにたん吸引をしたりすることはできません。あくまでも、「Aさん」に対する「たん吸引」のみできることとなります。

また、研修の修了者が行為を実施するためには、修了者の所属機関が県に事業者としての登録をする必要があります。（登録に係る手続きについては、県HP等でご確認ください。）

【参考】修了証明書の様式

2. 受講対象者の例

特定の方に必要とされる行為を行う必要のある障がい者（児）サービス事業所等の職員やボランティア、特別支援学校の教員、保育士など

3. 受講対象とならない方の例

医療機関・重症心身障がい児施設の職員、不特定多数の者にたんの吸引等の実施を希望する介護職員、既に実質的違法性阻却通知に基づくたんの吸引・経管栄養等の行為を実施している介護職員・ボランティア（*）など

* 平成24年4月1日以前から、一定の条件の下で実質的違法性阻却通知に基づくたんの吸引・経管栄養等の行為を実施している介護職員等は、当該特定の者に対する特定の医行為に限り、経過措置認定の対象となるため、①経過措置認定に係る申請をし、また②所属する事業所が登録されることにより、引き続き現在実施している行為を実施することができますので、速やかに①及び②の事務手続きをお願いします。実質的違法性阻却通知は一定の期間を経て廃止される予定です。

また、当該行為に限り本研修の受講は必要ありません。平成24年4月1日以降の行為についてはすべて研修の修了が必要です。

4. 実地研修について

基本研修を修了された方に限り、実地研修を受講することができます。「実地研修開催要項」「指導者養成事業開催要項」をご確認ください。（利用者・指導者との調整については、受講者にお申し合わせしますので予めご了承ください。）

介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修 (第三号研修・特定の者対象) 基本研修受講申込書

社会福祉法人こうほうえん
理事長 廣江 晃 様

事業所等名
管理者氏名

印

下記の者を、標記研修（基本研修）の受講者として推薦し、受講の申込みをします。

受 講 者	ふりがな 氏 名			
	生年月日		年 月 日 () 歳	
	所 属	法人名		
		事業所等名		
		事業所種別		
		事業所所在地	〒 —	
	連 絡 先	電 話		
		ファクシミリ		
		メールアドレス		
	優先順位		第 位(同一事業所で複数名の申込みがある場合、事業所内での優先順位を記入)	
現在、たん吸引等が必要な利用希望者（実地研修予定者）はいますか？ (いずれかに○印)			いる ・ いない	
希望会場 (いずれかに○印)		第1回：東部会場（いなば幸朋苑） 第2回：西部会場（こうほうえん夜見研修センター）		
テキストの購入を希望しますか？（当日会場で販売：3,080円）			する ・ しない	

* 必要事項を御記入の上、返信用封筒（84円切手を貼付）を同封し、下記まで郵送にて御提出ください。

<住所> 〒683-0853 米子市両三柳1400 社会福祉法人こうほうえん 井澤宛

* 申込期限：東部会場 令和3年7月26日
西部会場 令和3年8月6日